

環境悪化を招くおそれのある工場又は事業所

1 次に掲げる施設等であって、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの

(ア) 定格出力の合計が 7.5 キロワット以上の原動機を使用する工場又は事業所。ただし、施設の更新は除外する。

- ① 金属加工機類
- ② 空気圧縮機類
- ③ 土石用又は鉱物用粉碎機類、摩砕機、ふるい及び分類機
- ④ 織機
- ⑤ 建設用資材、製造機類
- ⑥ 穀物用製粉機
- ⑦ 木材加工機械類
- ⑧ 抄紙機
- ⑨ 印刷機
- ⑩ 合成樹脂用射出成型機
- ⑪ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
- ⑫ 鋳造型機

(イ) 汚水の 1 日最大排水流が 50m<sup>3</sup> 以上の工場又は事業所

(ウ) 液体燃料の最大使用量が、時間当たり 0.5 キロリッター以上の工場

2 次に掲げる事業所又は作業所

- ① ボーリング場
- ② パチンコ店、ゲームセンター等の遊戯場
- ③ バッティングセンター
- ④ 畜舎(養鶏規模が 1,000 羽以上、豚房面積 50m<sup>2</sup> 以上、牛房面積 200m<sup>2</sup> 以上、馬房面積 500m<sup>2</sup> 以上)

※ 一施設の面積が上記に満たない場合でも、同一敷地内の全房面積の合計が上記面積を超える場合も含む。

- ⑤ 自動車教習場及び競技場
- ⑥ ガソリンスタンド及び液化石油スタンド
- ⑦ 採石場(砕石場)
- ⑧ 上記以外で市長が事業所又は作業所と認めるもの